熊谷市建設工事における技術者の専任に係る取扱要領

平成２６年３月６日市長決裁
平成２８年６月１日改正
令和　５年１月１日改正
令和　７年２月１日改正
令和　７年４月１日改正

（目的）

第１条　この要領は、熊谷市が発注する建設工事（以下「工事」という。）において、建設業法で規定する主任技術者の専任に係る必要な事項を定め、もって建設工事の適正な施工の確保を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この要領において適用される工事の範囲は、建設業法第２６条及び同法施行令第２７条に規定する請負代金額が４，５００万円（建築一式工事にあっては９，０００万円）以上の工事で、主任技術者が工事現場ごとに専任で配置される工事とする。

（専任の主任技術者が兼務を行うことができる工事）

第３条　前条に規定する工事は、工作物に一体性もしくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、工事現場の相互の間隔が１０キロメートル程度の範囲内にある工事とする。

２　兼務可能となる対象の工事は、建設業法施行令第２７条第１項に規定する建設工事とする。

３　第１項に規定する､施工にあたり相互に調整を要する工事については、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合等を含むものとする。

４　工事現場の相互の間隔が１０キロメートルを超える工事の兼務については、国土交通省不動産・建設経済局建設業課「監理技術者制度運用マニュアル」三 監理技術者等の工事現場における専任（２）主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例①に基づくものとする。

（工事現場の相互の間隔）

第４条　前条第１項において規定する工事現場の相互の間隔が１０キロメートル程度とは、現場間の直線距離で１０．０キロメートル以内のものとする。

（同一の主任技術者が兼務できる工事の数）

第５条　専任が必要な工事を含む同一の主任技術者が兼務できる工事の数は、２件とする。ただし、建設業法施行令第２７条第２項に規定する密接な関係のある２以上の建設工事を同一の場所で施工するものにあってはこの限りでない。

（提出書類）

第６条　専任の主任技術者の兼務を希望する者は、落札候補者となった時点で発注者に対し、次号に定める書類を提出するものとする。

⑴　専任を要する主任技術者の兼務届出書

⑵　人員の配置を示す計画書（本要領第３条第４項に該当する工事のみ）

２　専任の主任技術者の兼務を希望する者は、既に主任技術者として配置されている工事の発注者に対し、前項に規定する書類の写しを提出するものとする。

（監理技術者への変更）

第７条　同一の専任の主任技術者が兼務する工事において、やむを得ない事由により専任を要する監理技術者への途中変更が必要となった場合、主任技術者の途中交代を認める。

（適用除外）

第８条　専任の主任技術者の兼務を認めない工事は、次の各号に掲げる工事とする。

⑴　低入札価格調査制度を適用した入札により契約を締結する工事

⑵　熊谷市特定建設工事共同企業体取扱要綱、熊谷市特定建設工事共同企業体分担施工方式取扱要綱又は熊谷市異工種特定建設工事共同企業体取扱要綱において規定する共同企業体により施工する工事

附　則

この要領は、平成２６年４月１日以降に公告又は指名通知を行う工事において適用する。

附　則

この要領は、平成２８年６月１日より適用する。

附　則

この要領は、令和５年１月１日より適用する。

附　則

この要領は、令和７年２月１日より適用する。

附　則

この要領は、令和７年４月１日より適用する。